

コンプライアンス・ポリシーと行動基準

櫻島埠頭株式会社

制定の趣旨

当社は、内部統制の実効性を確保するため、コンプライアンスを重要な要素として位置づけ、その一層の徹底に取り組むため、サステナビリティ基本方針に基づき「コンプライアンス・ポリシー」を定め、表明するとともに、当社及び当社の子会社等の従業員等が業務を遂行するうえで、心得ておくべき明確な基準を「行動基準」として定めるものである。

コンプライアンス・ポリシー

当社及び当社の子会社等は法令・諸規則を遵守し、社会的規範にも反することがない誠実かつ公正な企業活動を実践する。

行動基準

(社会との関係)

- 1 関係法令等を遵守し、社会常識に基づき誠実に行動する。
- 2 政治献金や各種団体等への寄付に際しては、政治資金規正法等の関係法令を遵守し、不公正な企業活動を招かない。
- 3 反社会的勢力からの取引や金銭の要求には毅然と対応し、一切関係を持たない。
- 4 環境法令を遵守し、省エネルギーや廃棄物の発生の抑制・再利用など、できる限り環境負荷の小さい事業活動に努力するとともに、環境問題への対応に努める。
- 5 危険物を含めた全貨物の取扱い作業に際しては、安全を最優先する。
- 6 様々な取り組みを通じ、地域社会に幅広く貢献する。

(顧客・取引先との関係)

- 1 当社及び当社の子会社等や取引先の機密情報、企業秘密については、在職中はもとより、退職後も漏洩しない。また、業務上やむを得ない事情により社外に提供する場合は、相手先との間で秘密保持契約を締結するなど予期せぬ漏洩の防止に努める。
- 2 顧客に対しては安全迅速、確実、丁寧な物流サービスの提供を目指し、創意と工夫をもって誠実に対応する。
- 3 外注先、仕入先とは公正な取引を行う。
- 4 縁故者や友人等の個人的な利害のある者と取引を行う場合には、上司に相

談し指示を受ける。

- 5 取引先、公務員等に対して社会的儀礼の範囲を超える接待や贈答を行わない、また受けない。意図せずそのような状況に至った場合は、必ず上司に報告し、その指示を受ける。

(株主・投資家との関係)

- 1 株主、投資家の皆様に対し、適時適切な企業情報の開示を行ない、経営の透明性を確保する。
- 2 株式等の売買については、インサイダー取引やその疑いのある行為はしない。

(会社との関係)

- 1 全ての会社財産は、業務上の必要性から貸与されている事を認識し、公私を峻別し、会社財産を大切に扱うこと。従って、会社の備品や消耗品を持ち帰るは言うに及ばず、業務とは無関係なインターネットや電子メールの使用を慎む。
- 2 会社情報システムの使用に際しては、システムの安全を脅かす行為はしない。情報システムに係る ID やパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぐとともに情報の廃棄に当たっては漏洩を防ぐ措置をとる。

(従業員等との関係)

- 1 従業員は一人一人の人権と多様性を互いに尊重する。
- 2 職場の整理整頓に努め、安全を確保したよりよい労働環境の創出に努める。